

令和8年度 八丈町産業・観光再建支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和7年台風22号・23号の被災による損失を支援すべく、農業、漁業、商工等事業者（以下「事業者」）へ支援金を支給することにより、生活再建及びその復旧の増進を図ることを目的とする。

(支援対象者)

第2条 この支援金の支給対象条件として、町内に主たる事業所又は従たる事業所を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する事業者で、大企業が実質的に経営に参画していない事業者、及び申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に参画していない者を条件とする。

2 前項の条件を満たしている事業者であり、令和6年に各事業30万円以上の事業収入があった事業所、または令和7年に事業が開始され、前述の収入があった事業所ごととして、次の各号に定める者とする。

(1) 自然人・法人に問わず八丈町にて事業を行っており、自然人においては令和6年分の確定申告書（または住民税申告書）、法人においては令和6年分相当、または直近で法人事業概況説明書を提出しており、町内での従前事業活動を行う意思がある者。なお、確定申告書（または住民税申告書）・事業概況説明書は令和7年10月8日以前の提出日を基準日とし、以降における確定申告・修正申告等、収入の変更は認めない。ただし、自然人において、前述申告書類を提出できない場合においては、八丈町に令和8年4月1日現在現存する協同組合がその事業者の令和6年中において、30万円以上の収入があったことを認める場合においては、申告書類の代わりとすることができるものとし、また、複数事業所に分かれている場合には、その店舗（事業所）ごとに支給対象とするものとし、前述で提出を求める収入情報の写しと別記参考資料にて申告することで店舗（事業所）数を確認するものとする。

(2) 自然人・法人に問わず八丈町にて令和7年1月1日から10月8日までの間に開業し、町内での従前事業活動を行う意思がある者。なお複数事業所に分かれている場合には、その店舗（事業所）ごとに支給対象とするものとし、提出を求める収入情報の写しと別記参考資料にて申告することで事業所数を

確認するものとする。

(3) その他、町長が特に必要と認める者

(支援金の額)

第3条 1件につき一律300,000円とする。

(支援金の支給申請)

第4条 支援金を受けようとする事業所は、支援金支給申請書兼請求書（別記第1号様式。以下「申請書兼請求書」という。）に、次の各号に定める書類の写しを添えて、町長に提出しなければならない。ただし、支援金の申請は1回に限るものとする。

- (1) 令和6年分確定申告書（または住民税申告書）及びその事業の決算書。
- (2) 令和6年分相当または直近で提出された法人事業概況説明書。
- (3) 令和7年からの事業開始であれば開業届等事業を始めたことが判る資料及び、令和7年10月8日までの事業所収入の判るもの。
- (4) 本条第1号及び第2号の資料を提出出来ない場合においては、本要綱第2条第2項第1号中のただし書きにおける協同組合証明された申出書
- (5) 一事業者で複数店舗が存在する場合には別記参考資料を提出するものとする。
- (6) 申請者名義の振込先口座が判るもの。
- (7) その他町長が必要と認める書類。

(申請期間)

第5条 当該支援金の申請期間は令和8年4月1日から同年9月30日までとする。なお、前年度の当支援金において、既に申請されている者で交付決定に至らなかった者について、本年度の支援対象者となりえる場合には、申出書の收受日を以って令和8年度再申請の扱いとみなすものとする。

(支援金の支給決定)

第6条 町長は、前条の規定により提出された申請書兼請求書及び添付書類を審査し、支給することを適当と認めたときは、支援金の支給を決定するとともに支援金申請者に八丈町産業・観光再建支援金支給交付決定通知書（別記第2号様式。以下「決定通知書」という。）をもって、通知するものとする。

(支援金の支給)

第7条 町長は、決定通知書により通知した支援金支給申請者に対して、通知した日から原則1月以内に支援金を交付するものとする。

(支援金の返還)

第8条 町長は、支援金支給申請者が支援金の支給に必要な書類等に事実と異なる記載をし、不当に支援金の支給を受けたときは支援金の決定を取り消すことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

【参考資料】(店舗が複数存在する場合の内訳)

申請者 _____

事業収入 (写しを添付する収入資料に関する金額)

_____ 円

以下、上記金額にかかる内訳の申告

①事業所名・屋号等 _____ 収入 _____ 円
八丈町 三根 ・ 大賀郷 ・ 檜立 ・ 中之郷 ・ 末吉 番地

②事業所名・屋号等 _____ 収入 _____ 円
八丈町 三根 ・ 大賀郷 ・ 檜立 ・ 中之郷 ・ 末吉 番地

③事業所名・屋号等 _____ 収入 _____ 円
八丈町 三根 ・ 大賀郷 ・ 檜立 ・ 中之郷 ・ 末吉 番地

④事業所名・屋号等 _____ 収入 _____ 円
八丈町 三根 ・ 大賀郷 ・ 檜立 ・ 中之郷 ・ 末吉 番地

⑤事業所名・屋号等 _____ 収入 _____ 円
八丈町 三根 ・ 大賀郷 ・ 檜立 ・ 中之郷 ・ 末吉 番地

⑥事業所名・屋号等 _____ 収入 _____ 円
八丈町 三根 ・ 大賀郷 ・ 檜立 ・ 中之郷 ・ 末吉 番地

⑦事業所名・屋号等 _____ 収入 _____ 円
八丈町 三根 ・ 大賀郷 ・ 檜立 ・ 中之郷 ・ 末吉 番地

⑧事業所名・屋号等 _____ 収入 _____ 円
八丈町 三根 ・ 大賀郷 ・ 檜立 ・ 中之郷 ・ 末吉 番地

八丈町長 殿

八丈町産業・観光再建支援金支給申請書兼請求書

八丈町産業・観光再建支援金について、生活再建及びその復旧の増進を図ることを目的とした支援金の交付を受けたいため下記の必要書類を添付し、申請します。

■申請者 _____ ■電話 _____

※法人においては代表者職氏名まで記載

■住 所 東京都八丈島八丈町 三根・大賀郷・檜立・中之郷・末吉 _____ 番地

※法人においては事業所住所 _____

■事業内容区分 農業 ・ 水産業 ・ 観光業 ・ 商工業
その他（ _____ ）

1. 支援金対象者となる者（該当する項目に☑）

申請者と同じ

申請者以外(氏名) _____ (申請者との関係) _____

2. 支援金対象者該当区分（該当する項目に☑）

① 自然人・法人に問わず八丈町にて事業を行っており、自然人においては令和6年分の確定申告書（または住民税申告書）、法人においては令和6年分相当または直近にて法人事業概況説明書を提出しており、町内での従前事業活動を行う意思がある者。

② 自然人・法人に問わず八丈町にて令和7年1月1日から10月8日までの間に開業し、町内での従前事業活動を行う意思がある者。

③ その他、町長が特に必要と認めた者。

3. 添付書類と宣誓・誓約事項

裏面に添付書類チェック欄と宣誓・誓約事項の署名欄があるため、確認と記入をしてください。

4. 支援金振込先

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号
		普通・当座	
口座名義人（カタカナ書き）			

添付書類【該当するものに☑】		チェック欄
既存事業者	【個人】 令和6年分確定申告書（または住民税申告書）及び決算書(収支内訳書)の写し 【法人】 法人事業概況説明書 ※町内に事業所を有すること及び事業内容が確認できる書類	☐
新規事業者	①開業から10月8日までの事業収入が確認できる書類 ②開業届または、事業内容が証明できる書類	☐
共通	振込先口座の通帳(写) ※口座名義のフリガナが確認できるページ	☐

【宣誓・誓約事項】

- 令和7年台風22号23号によって、損失（直接被災の他、停電・断水による事業停滞を含める。）が生じていることを宣誓します。
- 支援金受領後も継続して、町内で事業活動を行う意思があります。
- 暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有すものではありません。
- 町から調査・検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- 申請書類に記載された内容は事実と相違ありません。また、対象者要件に該当しない事実や虚偽等があった場合は、支援金の返還に応じます。
- 審査結果等に関する異議、申し立てはしないことを誓約いたします。

署名 _____

殿

八丈町長



八丈町産業・観光再建支援金支給 交付・不交付 決定通知書

申請及び請求のあった八丈町産業・観光再建支援金について、表題のとおり決定します。

記

申請日 _____

交付 交付決定額 金 _____ 円

不交付 理由 _____

（備考）

町は、当該支援金交付要綱の規定に基づき、申請者が、偽りその他不正の手段により、支援金を受けたと認めるときは支援金の決定を取り消し、支援金の返還を求める場合があります。

支援金については、法令に則り、所得税又は法人税の計算上、収入金額又は益金に加える必要があります。

ただし、収入の減少、各種経費の支払などによって、支援金の支給額を含めてもなお赤字となる事業者については、課税所得は生じないこととなります。

申出書(協同組合協力)

私、以下の理由に基づき八丈町産業・観光再建支援金の資料の提出が出来ない状況に陥っておりますので、組合の証明に基づき、令和6年中に30万以上の収入があった要件を満たしておりますことの証明とさせていただきますため、申し出いたします。

- 確定申告及び住民税申告を提出する必要が無いと見込まれた所得であった。
- その他の事由

【申出者】

(住所) 東京都八丈島八丈町

三根 ・ 大賀郷 ・ 檜立 ・ 中之郷 ・ 末吉

番地

(氏名)

----- (協同組合証明欄) -----

上記の者が、令和6年中に農産物または水産物等を、当組合を通じて30万以上の収入が得られていたことを証明いたします。

組合名
